

教育委員会月報



文部科学省

■ 文部科学大臣年頭の所感

令和六年年頭の所感 文部科学大臣 盛山 正仁

[調査・統計] **令和4年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果及びこれを踏まえた緊急対策等について**

[調査・統計] **令和5年度「コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」結果の概要について**

Series 地方発! 我が教育委員会の取組

● 浜松市教育委員会 / ● 東京都利島村教育委員会

お知らせ ▶ 令和5年度消費者教育フェスタ開催!
▶ 第33回全国産業教育フェア福井大会



2024年1月15日発行 第75巻10号

2024 January





■ 文部科学大臣年頭の所感

令和六年年頭の所感 文部科学大臣 盛山 正仁 [1](#)

[調査・統計] **令和4年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果及びこれを踏まえた緊急対策等について**
初等中等教育局児童生徒課 [6](#)

[調査・統計] **令和5年度「コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」結果の概要について**
総合教育政策局地域学習推進課 [13](#)

Series 地方発! 我が教育委員会の取組

初期日本語指導拠点校開設
～開設準備と拠点校の意義～
浜松市教育委員会 [16](#)

人口300人の島の「教育による島づくり」
～「自立した当事者」による一体感のある島づくり～
東京都利島村教育委員会 [21](#)

お知らせ

令和5年度消費者教育フェスタ開催!
総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課 [26](#)

第33回全国産業教育フェア福井大会
初等中等教育局参事官(高等学校担当)付産業教育振興室 [27](#)

文部科学大臣 令和六年年頭の所感



文部科学大臣 盛山 正仁

【はじめに】

令和六年の年頭に当たり、謹んで御挨拶を申し上げます。文部科学省が担う教育、科学技術・学術、スポーツ、文化芸術は、社会が激しく変化する中で、変化を力にし、個人や社会の未来を切り開くために極めて重要です。文部科学大臣として、明日は今日より良くなる、誰もがそう思える社会を形成していけるように、文部科学行政を着実に進めていきたいと考えております。

今月1日、令和6年能登半島地震が発生いたしました。亡くなられた方々に心からお悔やみを申し上げるとともに、被災された全ての方々にお見舞いを申し上げます。

文部科学省としては、地方公共団体及び関係機関・団体とも緊密に連携し、被災地の復旧・復興、被災された方々の支援に全力で取り組んでまいります。

【教育】

我が国の将来を展望したとき、少子高齢化の進展、地球規模課題の解決、地域間格差の拡大といった社会課題が存在する中で、教育こそが社会をけん引する駆動力の中核を担う営みです。公教育の再生は少子化対策と経済成長実現の観点からも重要であり、あらゆる地域で、教育を通じ、一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展が実現できるよう、教育振興・教育投資の充実に努めてまいります。また、現下の物価高の影響下でも、学校等において安心して活動が継続できるよう、関係省庁とも連携しながら対策を講じます。

（初等中等教育）

教師は学校教育の充実・発展を通じた公教育の再生に欠かせない存在であり、質の高い教師の確保を図ることは喫緊の課題です。子供たちへの教育の質の向上に向け、教師の養成・採用・研修の一体的改革を着実

に進めるとともに、小学校高学年の教科担任制の強化、教員業務支援員の全小・中学校への配置及び副校長・教頭のマネジメント支援をはじめ、できることは直ちに行いつつ、中央教育審議会での議論を踏まえ、学校における働き方改革の更なる加速化、処遇改善、学校の指導・運営体制の充実、教師の育成支援について、文部科学行政の最重要課題として、一体的に進めます。

一人一台端末は、個別最適な学びと協働的な学びに不可欠な公教育の必須ツールです。国策として推進するGIGAスクール構想の実現に向けて、各都道府県に基金を設置し、一人一台端末の更新を安定的、かつ着実に進めるとともに、自治体や学校への伴走支援の徹底強化や好事例の創出・展開を通じて端末の活用促進を図ります。その際、デジタル教科書の導入により、児童生徒の学びの充実を進めます。

あわせて、高等学校におけるDX化の推進等を通じたデジタル人材育成の抜本的強化や、文理横断・探究的教育の充実、女子高校生の理系選択者の増加に向けた取組を行うとともに、初等中等教育段階での国際交流を推進します。

幼児教育の質の向上も重要です。こども家庭庁とも連携し、幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上を図ります。

子供たちの豊かな学びを保障するため、地域や家庭と学校が連携・協働することが必要不可欠です。全ての学校での学校運営協議会制度の導入に向けた取組を加速してまいります。また、休日の部活動の地域連携・地域移行について、令和七年度までを改革推進期間としつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指し、文部科学省全体で取り組みます。

学校施設については、教育環境の向上と老朽化対策を一体的に進めるとともに、災害時の避難所としての機能強化を図ります。

(高等教育)

激しい社会的変化の中で、高等教育機関は人材育成や知的創造活動の基盤として、社会の将来的な発展を支え、推進する使命を持っています。

少子化の進展等を踏まえ、高等教育全体の適正な規模を視野に入れた地域における質の高い高等教育へのアクセス確保の在り方等について、中央教育審議会での議論を踏まえつつ、必要な対応を行ってまいります。

デジタル・グリーン等の成長分野をけん引する高度専門人材の育成に向けた学部再編等の改革への支援や社会人の学び直しの充実を図るとともに、大学における質の高い留学生交流の拡大及び基盤となる大学の国際化を一体的に推進します。また、国立大学法人運営費交付金や施設整備費補助金、私学助成など基盤的経費を安定的に確保するとともに、高等専門学校の高度化、国際化を図ります。

さらに、先の通常国会で成立した私立学校法の一部を改正する法律や、昨年臨時国会で成立した国立大学法人法の一部を改正する法律の着実な施行に向けた取組を進め、引き続き国立大学法人や学校法人のガバナンス改革に取り組んでまいります。

（誰もが学ぶことができる機会の保障）

どのような理由があっても、誰一人取り残されることなく、子供たちの学びの機会を確保することは、文部科学省の使命です。

令和四年度には、小中高等学校における不登校児童生徒数が約三十六万人、いじめ重大事態の発生件数が九百二十三件と過去最多となるなど、極めて憂慮すべき状況です。この状況を踏まえ、昨年十月に不登校・いじめ緊急対策パッケージを策定しました。校内教育支援センターの設置促進やICT端末を活用した早期発見・支援など、昨年三月に取りまとめた不登校対策であるCOCOLOプランの取組を前倒しするとともに、いじめの早期発見・支援の強化や自治体へのサポートチームの派遣、より課題を抱える学校へのスクールカウンセラー等の配置充実など、不登校・いじめ対策を緊急強化してまいります。また、学びの多様化学校の設置を推進します。

特別支援教育の充実のため、インクルーシブな学校運営モデルの構築、医療的ケアが必要な子供に対する支援の充実などに取り組みます。子供たちが安心して学校で過ごせるよう、養護教諭等の支援体制の強化を進めます。

外国人児童生徒、貧困や虐待等の困難を抱える児童生徒、へき地の児童生徒等についても、それぞれの教育的ニーズに応える学びの場を提供いたします。

こども家庭庁とも連携し、幼児期までの子供の健やかな成長のための環境の確保、不登校・いじめ対策、放課後児童対策に取り組みます。また児童生徒等に対する性犯罪・性暴力は決して許されません。「生命（いのち）の安全教育」や、教育職員性暴力等防止法を踏まえた厳正な取組を推進します。

夜間中学の全都道府県等での設置促進や、「グローバル人材の原石」である在外教育施設で学ぶ子供たちのために国内同等の学びの環境整備を推進します。

いかなる経済的な状況でも、質の高い教育へのアクセスを確保できるよう、少子化対策の観点からも、幼児教育から高等教育段階まで、教育費負担軽減の取組を切れ目なく行います。特に、高等教育の修学支援新制度の中間層への拡大や、大学院修士段階における授業料後払い制度の創設等を令和六年度から実施するとともに、令和七年度から、子供3人以上を扶養している多子世帯の学生等について、所得制限なしに、授業料・入学金を、国立大学の標準額など国が定めた一定の額まで無償とする措置を講じます。

我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民とともに、円滑に営むことができる環境の整備を行うため、日本語教育機関認定法の施行準備を着実に行うとともに、地域における日本語教育の推進を図ります。

【科学技術・イノベーション】

地球規模の課題に対応し、持続可能で強靱な社会を構築していくためには、科学技術・イノベーションの力が必要不可欠です。また、外交・安全保障の分野においても、科学技術の役割が一層増しております。他方、我が国の研究力は相対的に低下しております。我が国の研究力向上のため、人材、資金、環境に関する施策を総動員してまいります。

第一に人材。好奇心を持つこと、これが学びや研究の入り口です。初等中等教育段階より、探究的な活動

の充実と併せて、科学技術人材の裾野の拡大と才能の更なる伸長のための取組を進めます。また、意欲と能力のある学生が博士課程を目指すことができるよう、博士後期課程学生への経済的支援の強化や、博士人材が産業界も含めて幅広く活躍するためのキャリアパス整備を行います。

第二に資金。イノベーションの持続的創出に向けて、科研費などの競争的研究費と基盤的経費による支援等を通じ、学術研究・基礎研究の充実を図ります。また、大学ファンドの支援対象となる国際卓越研究大学の認定に向けた取組を着実に進めるとともに、地域中核・特色ある研究大学の抜本的強化等を通じ、我が国全体の研究大学の研究力の向上を図ります。

第三に環境の整備。ハードとソフトの両面で充実が必要です。放射光施設NanoTerasuの共用、SPRING-8の高度化をはじめ、世界最高水準の大型研究施設の整備・共用を進めるとともに、国際的に魅力ある拠点の整備や先進国、ASEAN等との国際頭脳循環を進めます。

科学と社会とのつながりも重視します。大学や研究機関における研究成果を社会に実装するため、宇宙や医療系も含めたスタートアップの創出力の強化、学術論文等のオープンアクセス化の推進、産学官が連携した起業家教育の充実を通じて、イノベーション・エコシステムの強化を図ります。総合的な国力の強化に資する研究開発の推進や科学技術分野における経済安全保障の取組を関係府省と連携しながら進めます。

生成AIの研究開発や次世代AI人材育成を抜本的に強化します。また、素材・材料などのマテリアル、脳科学をはじめとするライフサイエンス、量子技術、フュージョンエネルギー等の国家戦略を踏まえた重要分野の研究開発を戦略的に進めます。

二〇五〇年カーボンニュートラル実現に向け、革新的なGX（ジーエックス）技術の研究開発、ITER計画等の推進、高温ガス炉に係る研究開発や高速実験炉「常陽」の運転再開を含めた原子力分野の革新的な技術開発、人材育成に取り組みます。「もんじゅ」や「ふげん」の安全・着実かつ計画的な廃止措置等の取組も推進します。

宇宙開発はフロンティアとしてのみならず、新たな産業創出や安全保障の観点からも重要です。日本人初の月面着陸を目指すアルテミス計画や、基幹ロケットの開発等の研究開発を推進するとともに、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構に「宇宙戦略基金」を設置し、民間企業・大学等による複数年度にわたる宇宙分野の先端技術開発や技術実証、商業化を支援いたします。

昨年の通常国会で成立した活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律に基づき本年4月に設置される火山調査研究推進本部の着実な運営や火山専門家の育成・確保に加え、南海トラフ海底地震津波観測網（N-net）の整備・運用など、地震・火山・防災分野の研究開発の充実を図るとともに、北極域研究船の建造を含む海洋・極域に関する研究開発を推進します。

【スポーツ】

スポーツには、国民一人一人の人生を豊かにするのみならず、社会を変え、未来を創り上げる力があります。第三期スポーツ基本計画に基づく施策を着実に推進し、スポーツそのものの価値や社会活性化等への寄与といった価値を更に高め、スポーツ立国の実現を目指します。

本年開催されるパリオリンピック・パラリンピック競技大会に向けた国際競技力向上を図るとともに、ドーピング防止活動等を通じたスポーツの誠実性・健全性・高潔性の確保等を進めます。

国際競技大会等の運営の透明性・公正性の確保、スポーツ団体のガバナンスや経営力の強化に向けて取り組みます。セカンドキャリア形成支援、学校体育の充実や地域における持続可能で多様な子供たちのスポーツ環境整備、国民のスポーツ実施率向上を図ります。

また、スポーツを通じた健康増進や経済活性化、地域振興や共生社会の実現に取り組みます。

【文化芸術】

文化芸術は、国民の心を豊かにし、社会・経済的にも様々な価値を生み出す源泉です。文化庁の移転を契機に、文化芸術による地方創生、食文化や文化観光建築文化の推進など新たな文化行政の展開に取り組みます。

第二期文化芸術推進基本計画に基づき、心豊かで活力ある社会を形成するため、「文化芸術と経済の好循環」を加速し、文化芸術立国の実現に努めます。

コロナ禍の影響を受け、継承の危機に瀕する文化財については、文化財の匠プロジェクトを推進し、修理、防火・耐震対策、災害復旧等の強靱化を図るとともに、京都移転を契機として文化庁ならではの地方創生を実現するため、ハード・ソフト両面からの文化財の上質で思い切った活用や、日本遺産等の地域の文化資源の磨き上げを進めます。日本博2.0、文化芸術のグローバル展開を進めるとともに、クリエイター・アーティストの育成や国立を含む博物館や劇場等の文化施設の機能強化への複数年度にわたる支援を図ります。文化芸術のデジタルアーカイブ化を図るとともに、AIと著作権の関係について、侵害リスクに関する懸念払拭に向けた議論を進めます。芸術家等を対象とした相談窓口の開設など文化芸術活動の基盤強化、子供たちの文化芸術体験の機会充実を図ります。

佐渡島の金山については、世界遺産登録が実現するよう、引き続き新潟県、佐渡市及び関係省庁と連携して取り組んでまいります。

「伝統的酒造り」等についても、ユネスコ無形文化遺産登録に向け、関係省庁と連携し、着実に取り組んでまいります。

昨年十月十三日、解散命令の請求を行った旧統一教会の対応に関しては、今後、裁判所における審理等への対応に、万全を期すとともに、関係省庁とも連携し、被害者の救済に係る取組に最大限努力してまいります。また、引き続き、不活動宗教法人対策を徹底してまいります。

【終わりに】

私は就任以来、30か所を超える現場を積極的に訪問し、お話を伺ってまいりました。現場における多様な声にしっかりと耳を傾けつつ、国民の皆様が夢や希望を持ち、それを実現できる社会を作っていけるよう、必要な政策を実行してまいります。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

令和4年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果及びこれを踏まえた緊急対策等について

初等中等教育局児童生徒課

はじめに

文部科学省では、児童生徒の問題行動や不登校等の生徒指導上の諸課題について、全国の状況を調査・分析することにより、教育現場における取組のより一層の充実に資するとともに、今後の施策の参考とするため、毎年度本調査を実施している。

令和4年度における調査結果は、令和5年10月4日に公表した。

なお、本調査における調査項目・対象は、**資料1**のとおりである。

資料1 調査項目・対象

- 1) 暴力行為： 国公立小・中・高等学校
- 2) いじめ： 国公立小・中・高・特別支援学校、都道府県教育委員会、市町村教育委員会
- 3) 小・中学校の長期欠席（不登校等）： 国公立小・中学校、都道府県教育委員会、市町村教育委員会
- 4) 高等学校の長期欠席（不登校等）： 国公立高等学校
- 5) 高等学校中途退学等： 国公立高等学校
- 6) 自殺： 国公立小・中・高等学校
- 7) 出席停止： 市町村教育委員会
- 8) 教育相談： 都道府県・市町村教育委員会

調査結果の概要

(1) 暴力行為

本調査において「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、暴力行為の対象によって、「対教師暴力」（教師に限らず、学校職員も含む。）、「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る。）、「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力を除く）、学校の施設・設備等の「器物損壊」の4つに分類している。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は調査対象外としている。なお、本調査においては、当該行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、警察への被害届の有無などにかかわらず、資料2に記載のあるような行為と同等か又はこれらを上回るようなものを暴力行為として扱っている。

資料2 暴力行為の例

- 「対教師暴力」の例
 - ・ 指導されたことに激高して教師の足を蹴った。
 - ・ 教師の胸倉をつかんだ。
 - ・ 教師の腕をカッターナイフで切りつけた。
 - ・ 養護教諭目掛けて椅子を投げ付けた。
 - ・ 定期的に来校する教育相談員を殴った。
 - ・ その他、教職員に暴行を加えた。

○「生徒間暴力」の例

- ・ 同じ学校の生徒同士がけんかとなり、双方が相手を殴った。
- ・ 高等学校在籍の生徒2名が、中学校時の後輩で、中学校在籍の生徒の身体を壁に押し付けた。
- ・ 部活動中に、上級生が下級生に対し、指導と称して清掃道具でたたいた。
- ・ 遊びやふざけを装って、特定の生徒の首を絞めた。
- ・ 双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、けがには至らなかったが、身体を突き飛ばすなどした。
- ・ その他、何らかの人間関係がある児童生徒に対して暴行を加えた。

○「対人暴力」の例

- ・ 学校行事に来賓として招かれた地域住民に足蹴りをした。
- ・ 偶然通り掛かった他校の見知らぬ生徒と口論になり、殴ったり蹴ったりした。
- ・ 登下校中に、通行人にけがを負わせた。
- ・ その他、他者（対教師及び生徒間暴力の対象を除く。）に対して暴行を加えた。

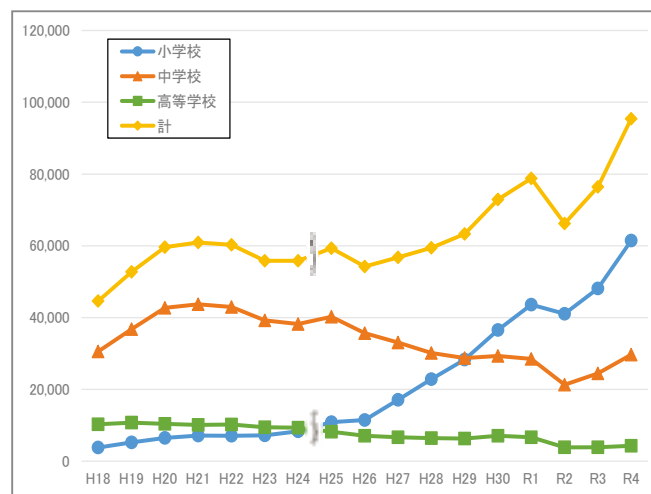
○「器物損壊」の例

- ・ 教室の窓ガラスを故意に割った。
- ・ トイレのドアを故意に壊した。
- ・ 補修を要する落書きをした。
- ・ 学校で飼育している動物を故意に傷つけた。
- ・ 学校備品（カーテン、掃除道具等）を故意に壊した。
- ・ 他人の私物を故意に壊した。
- ・ その他、学校の施設・設備等を故意に壊した。

令和4年度における国公私立の小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は95,426件であり、令和3年度調査の76,441件から18,985件（24.8%）増加している。児童生徒1,000人当たりの発生件数は7.5件（前年度6.0件）となっている。

全国一斉休校など教育活動が制限されたことにより令和2年度は全校種で暴力行為の減少がみられたが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症流行前の令和元年度並みとなり、令和4年度では再び増加傾向となり過去最多となった。（図1参照）。

図1 暴力行為発生件数の推移



※平成25年度からは高等学校に通信制課程を含める。

(2) いじめ

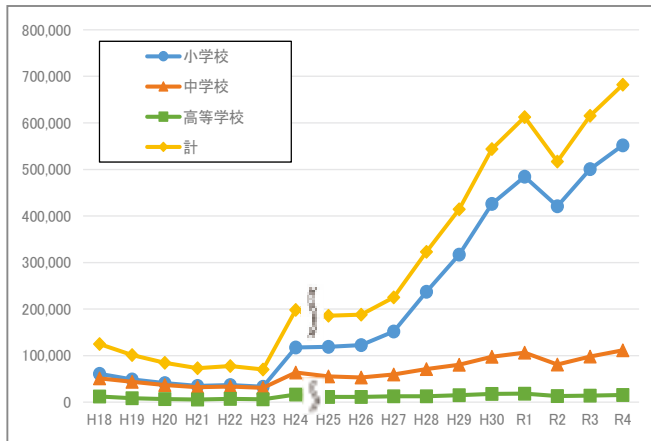
本調査において「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法第2条第1項）をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

また、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うこととしている。

令和4年度における小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は681,948件であり、令和3年度調査の615,351件から、66,597件（10.8%）増加している。児童生徒1,000人当たりの認知件数は53.3件（前年度47.7件）となっている。令和3年度は新型コロナウイルス感染症流行前の令和元年度並み

となり、令和4年度では全校種で再び増加となった（**図2**参照）。

図2 いじめの認知件数の推移



※平成25年度からは高等学校に通信制課程を含める。

いじめを認知した学校は29,842校だった。学校総数に対する割合は82.1%であり、前回調査の79.9%から2.2ポイント増加した。

また、認知したいじめのうち年度末時点で解消しているものは525,773件であり、これは認知されたいじめ件数の77.1%にあたる。

いじめの認知件数について、認知件数の増加は、学校において初期段階のものも含めていじめを積極的に認知し、その解消に向けて取り組んでいる結果と考えて、肯定的に捉えてきた。

令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響が続き、感染を予防しながらの生活となったが、部活動や学校行事などの様々な活動が再開されたことにより接触機会が増加するとともに、いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったことや、アンケートや教育相談の充実などによる生徒に対する見取りの精緻化、SNS等のネット上のいじめについての積極的な認知などで、いじめの認知件数が増加したと考えられる。

年度末時点でのいじめの解消状況については、525,773件(77.1%)となっており、前年度の493,154件(80.1%)から、件数は多くなったが、比率は低下した。これは安易にいじめを解消したとせず、

丁寧な対応を行っているとも考えられるが、事案が複雑化し、長期化している可能性も考えられる。組織的対応のみならず、関係機関との連携等の相談体制の充実・強化を通して、いじめの解消率を上げていくことが重要である。

<ネットいじめについて>

今回調査においてパソコンや携帯電話等を使ったいじめの件数は23,920件で、前年度から2,020件増加し、過去最多を更新している。

SNS等を用いたいじめについては、外部から見えにくく、匿名性が高いなどの性質を有するため、学校が認知しきれていない可能性がある。

また、GIGAスクール構想が進展する中、1人1台端末等を使ったいじめが発生する可能性があることにも留意が必要であり、端末の活用におけるルールを明確にし、児童生徒との間で共通理解を図り、教師が児童生徒の書き込みを確認できる設定にするなど、安全かつ効果的に端末を活用できるようにすることが重要である。

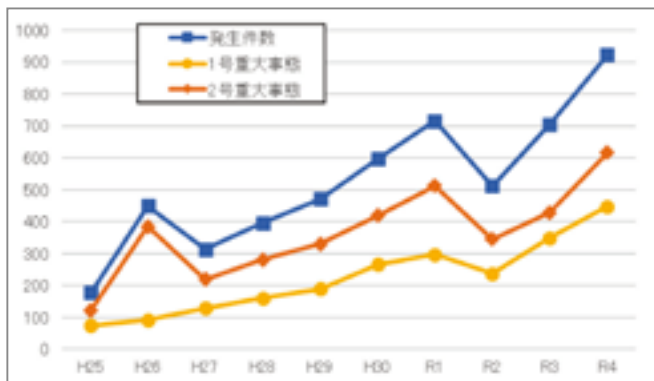
いずれの態様のいじめについても、学校として早期の組織的対応は当然のこととして、事案に応じて、関係機関と積極的に連携し、いじめられた側のみならずいじめた側に対するスクールカウンセラー(SC)・スクールソーシャルワーカー(SSW)等による専門的・継続的な指導支援体制を構築すること、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係などの構築等に努め、いじめを訴えやすい体制を整えることが重要であり、また情報モラル教育を推進していくことが必要である。

<いじめの重大事態について>

いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数は923件と、前回調査の706件から217件増加している。

いじめによって児童生徒の生命、心身又は財産への重大な被害が生じた疑いがある事案(法28条第1項第1号に該当)が448件(前回調査350件)、いじめによって児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある事案(同第2号に該当)が617件(前回調査429件)に、それぞれ増加しており引き続き憂慮すべき状況である(**図3**参照)。

図3 いじめ重大事態の件数推移



令和3年度調査からいじめの早期発見・早期対応と重大事態発生の関係を把握するため、重大事態について、重大な被害を把握する以前のいじめの対応状況を調査している。令和4年度の結果では、重大な被害を把握する以前にいじめとして認知していたものは、923件のうち566件にとどまっており、改めて、いじめの積極的な認知、早期発見早期対応、継続的な見守り等の基本的な取組を着実に実施することが必要である。

重大事態については、いじめの積極的認知により、早期に対応することで、重大事態に至る前に未然防止することが重要である一方、いじめ防止対策推進法に基づき、取り上げるべきものは適切に取り上げなければならない。

「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定（最終改定平成29年3月14日））において、「児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる」とあり、この点には特に留意が必要である。

(3) 長期欠席

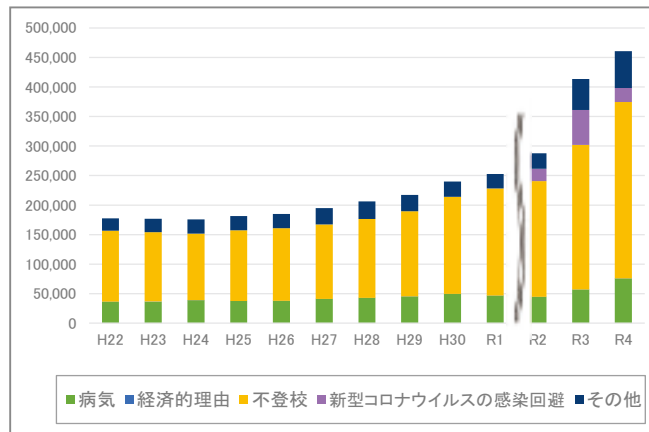
長期欠席の調査については、従来、年度間に児童・生徒指導要録における「欠席日数」が30日以上の児童生徒を長期欠席として調査してきたが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度調査からは児童・生徒指導要録の「欠席日数」と「出席停止・忌引き等の日数」の合計日数により、年度間に30日以上登

校しなかった児童生徒を長期欠席として調査した。なお、従来どおり、「出欠の記録」の「備考」欄に校長が出席扱いとした日数が記載されている場合は、その日数についても登校しなかった日数に含めることとしている。

また、感染回避を目的として登校しない・保護者が登校させないといった事象は、現在の状況に特有のものであり、従来の不登校やその他の理由とは分けて把握すべきものであることから、欠席理由の区分として、「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」の4区分に加えて、「新型コロナウイルスの感染回避」欄を令和2年度から設けている。

この調査により、「新型コロナウイルスの感染回避」により30日以上登校しなかった児童生徒数は、小学校16,155人、中学校7,505人、高等学校9,256人、合計32,916人であり、在籍児童生徒数に占める割合は約0.3%という結果が明らかとなった（図4参照）。

図4 小・中学校における長期欠席者数の推移



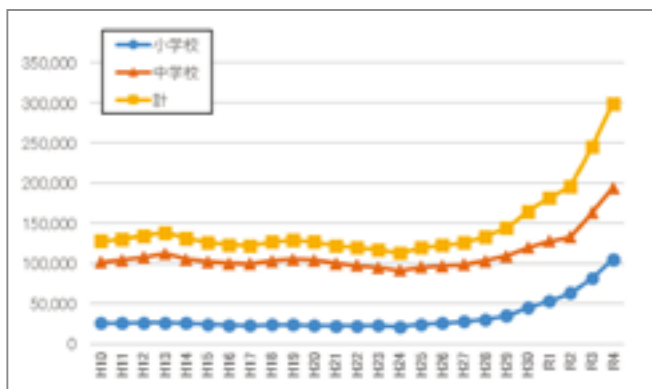
本調査において「不登校児童生徒」とは、年度間に30日以上登校しなかった長期欠席児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、病気や経済的理由、新型コロナウイルスの感染回避によるものを除く）をいう。

令和4年度間の国公私立の小・中学校における不登校児童生徒数は299,048人であり、令和3年度調査に

おける 244,940 人から 54,108 人（22.1%）増加している。在籍児童生徒に占める不登校児童生徒の割合は 3.2%（前年度 2.6%）となった（**図5**参照）。

小・中学校いずれも増加しており、在籍児童生徒数が減少しているにもかかわらず不登校児童生徒数は 10 年連続で増加し過去最多となっている。また、約 55% の不登校児童生徒が 90 日以上長期に及び欠席している。

図5 小・中学校における不登校児童生徒数の推移



不登校児童生徒が増加している背景には、休養の必要性を明示した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨の浸透の側面等による保護者の学校に対する意識の変化も考えられるが、長期化するコロナ禍による生活環境の変化により生活リズムが乱れやすい状況が続いたことや、学校生活において様々な制限がある中で交友関係を築くことが難しかったことなど、登校する意欲が湧きにくい状況にあったこと等も背景として考えられる。

不登校児童生徒の支援に当たっては、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」及び同法に基づく基本指針（「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」（平成 29 年 3 月 31 日 文部科学省））や不登校によって学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指す、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLO プラン）」（令和 5 年 3 月 31 日）等に基づき、チーム学校による魅力ある学校づくりを推進するとともに、不登校傾向のある児童生徒に

関する支援ニーズを早期発見するため、スクリーニングや適切な支援につなげていくための方策を組織的・計画的に実施する必要がある。また、不登校児童生徒の多様な教育機会確保のため、学校内外の教育支援センター及び学びの多様な学校の設置促進、民間団体等との連携による支援を実施するほか、ICTの活用も含めた SC・SSW、関係機関との連携による教育相談支援体制を充実するなど、個々の不登校児童生徒の状況を適切に把握し、多様な支援の実施を推進することが重要である。

(5) 高等学校における中途退学

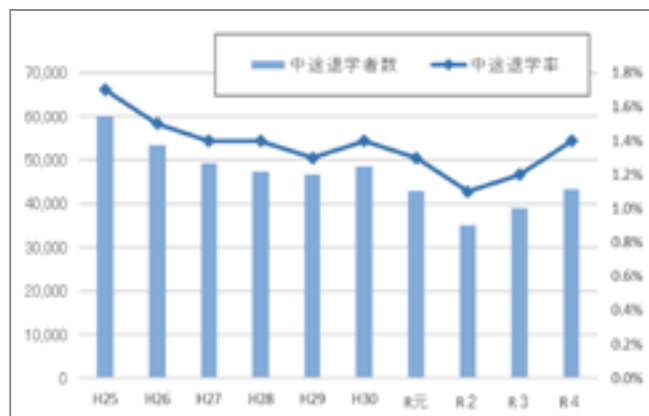
本調査において「中途退学」とは、年度の途中で校長の許可を受け、又は懲戒処分を受けて退学した者等をいい、転学者及びいわゆる「飛び入学」により大学に進学した者は含まない。

令和 4 年度間の国公立の高等学校における中途退学者数は 43,401 人であり、令和 3 年度調査の 38,928 人から 4,473 人（11.5%）増加した。中途退学率（在籍者数に対する中途退学者数の割合）は 1.4%（前年度 1.2%）となっている。

中途退学は近年減少傾向にあるが、令和 4 年度は、令和 3 年度に引き続き増加となった（**図6**参照）。

中途退学の理由としては、多い順に、「進路変更」が 19,055 人（中途退学者のうち 43.9%）、「学校生活・学業不適応」が 14,253 人（同 32.8%）、「学業不振」が 2,600 人（同 6.0%）等となっている。

図6 高等学校における中途退学者数の推移



(6) 自殺

本調査においては、令和4年度間に死亡した小・中・高等学校における児童生徒のうち、警察等との関係機関とも連携し、学校が把握できた情報を基に自殺であると判断したものや、警察により自殺と判断されたものについて件数を把握している。

国公立の小・中・高等学校から報告のあった、令和4年度において自殺した児童生徒数は411人であった。令和3年度調査の368人から43人増加しており、児童生徒の自殺が後を絶たないことは極めて憂慮すべき状況である（図7参照）。

内訳は小学校19人（前回調査8人）、中学校123人（前回調査109人）、高等学校269人（前回調査251人）となっている。

自殺した児童生徒が置かれていた状況として「いじめの問題」があったとされる児童生徒は5人（前回調査6人）であった。

図7 自殺した児童生徒数の推移



※平成18年度からは国・私立学校、平成25年度からは高等学校通信制過程も調査対象としている。

児童生徒の自殺に関する調査研究協力者会議」において、

- ・「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」（平成21年3月）
- ・「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」（平成22年3月）
- ・「子供に伝えたい自殺予防」（平成26年7月）
- ・「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂）」

（平成26年7月）

を作成、公表しており、活用が求められる。

さらに、以下の通知および事務連絡により、SOSの出し方に関する教育を少なくとも年1回実施するなど積極的に推進することを依頼するとともに、SOSの出し方に関する教育の教材例を示している。

- ・「児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の推進について」（平成30年1月23日付け通知）
- ・「児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の教材例について」（平成30年8月31日付け事務連絡）

「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」で行われた審議のまとめでは、今後必要な施策として、SOSの出し方に関する教育を含めた自殺予防教育の充実、悩みや不安を抱える児童生徒の早期発見・対応に資するICTの活用、関係機関等の連携体制の構築を挙げている。加えて、自殺対策の政府の基準方針である「自殺総合対策大綱」が昨年10月に決定され、重点施策として「子ども・若者の自殺対策のさらなる推進・強化」を位置づけている。また、本年6月には「こどもの自殺対策緊急強化プラン」を策定するとともに、「教育振興基本計画」において児童生徒の自殺対策の推進を盛り込んでいる。これらの内容を踏まえて、児童生徒の自殺予防に関する取組を行うことが必要である。

調査結果を踏まえた緊急対策等について

調査結果を踏まえ、政府においては、児童生徒が安心して学ぶことができる、「誰一人取り残されない学びの保障」に向けた取組の緊急強化を図るため、令和5年10月16日に性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議・こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議・誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部を合同で開催し、それを受け、10月17日に「不登校・いじめ 緊急対策パッケージ」を取りまとめた。また、大臣からのメッセージも発出している。

不登校緊急対策としては、不登校の児童生徒全ての学びの場の確保、心の小さなSOSの早期発見、安心して学べる学校づくり等のため、本年3月にとりまとめた不登校対策である「COCOLOプラン」を前倒しし、取組を進める。SSR等の校内教育支援センターの設置促進、教育支援センターのICT環境整備、自治体の体制を強化することを目的とした、教育支援センターのアウトリーチ機能など、総合的拠点機能の強化や保護者や児童生徒への情報発信の強化等を行うとともに、学びの多様化学校の設置促進のため、全国会議の開催や「学びの多様化学校マイスター」制度を創設し、設置経験者などを自治体に派遣し、相談・助言が受けられるようにする。

次にいじめ緊急対策としては、重大事態に至るケースの共通要素の分析、それを踏まえた、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂等の実施、重大事態の未然防止に向け、重大事態発生件数が多い一方でいじめの認知件数等が低い都道府県等への、国の個別サポートチームの派遣を行う。また、こども家庭庁において、地域におけるいじめ防止対策の体制構築を推進するため、「いじめ調査アドバイザー」の活用等の実施を行う。

その他、不登校、いじめに共通する対策として、心の小さなSOSの早期発見のため、1人1台端末等を活用した困難を抱える児童生徒の支援や専門家の支援を活用した心や体調の変化の早期発見・早期支援を目的とした「心

の健康観察」の推進、1人1台端末等を活用した子供のSOSの相談窓口の集約・周知、より課題を抱える学校へのSC・SSWの配置充実等の取り組みを進める。

おわりに

いじめ、不登校、暴力行為その他の生徒指導上の諸課題への対応に当たっては、校長を中心に学校が組織的に行うことが重要であり、事案に応じて設置者（教育委員会等）への報告及びその指示に基づく対応が求められる。

その際、児童生徒の問題行動や不登校等の背景には、家庭環境など様々な要因の影響も考えられるため、事案に応じて、SC・SSW等を活用するとともに、警察、児童相談所、法務局又は地方法務局、人権擁護委員、福祉・医療等の関係機関との連携を積極的に図ることも必要である。

今回の調査結果からは、長引くコロナ禍における生活様式の変化や社会の不安が、子どもたちの意識や行動等にも大きな影響を与えていることがうかがえる。子どもたちの不安や悩みが従来とは異なる形で現れたり、一人で抱え込んだりする可能性があること等も考えられるため、引き続き周囲の大人が子供たちのSOSを受け止め、組織的対応を行うことが重要である。

令和5年度「コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」結果の概要について

総合教育政策局地域学習推進課

はじめに

文部科学省では、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを進め、未来を担う子供たちの成長を地域全体で支える社会を実現するため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を推進している。

この実施状況等について、毎年度、全国的な調査を実施しており、今年度の結果については、令和5年11月28日に公開したところである。

〈調査の概要〉

基準日	令和5年5月1日
項目	コミュニティ・スクールの導入状況 地域学校協働本部の整備状況 地域学校協働活動推進員等の配置状況 等
調査対象	都道府県及び市区町村教育委員会（学校組合を含む）
対象校種	幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校

備考	令和5年度学校基本調査の結果(速報値)における公立学校を対象とし、本調査基準日において休校中と回答のあった学校は除いて集計している。
----	--------------------------------------------------------------------

1 コミュニティ・スクールの導入状況

コミュニティ・スクールは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教法」という。）第47条の5の規定に基づく学校運営協議会を置く学校であり、学校運営協議会は同規定に基づき教育委員会より任命された委員が、一定の権限と責任を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関である。平成16年の同法改正により制度化され、平成29年の同法改正により教育委員会に設置の努力義務が課された。

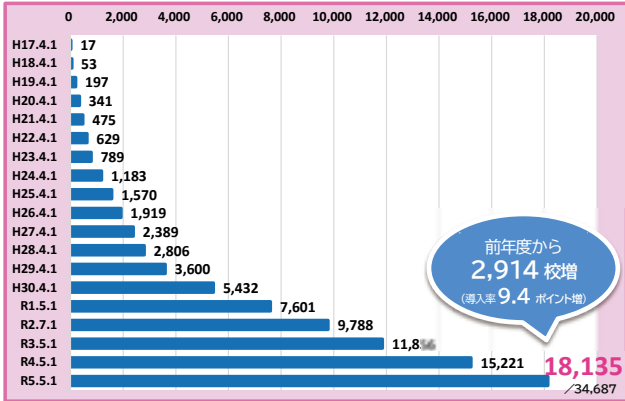
調査基準日では、全国の公立学校の過半数に当たる18,135校（52.3%）に導入されており、これまで取組が低調であった自治体においても導入ないし導入に向けた検討が進みつつあることも明らかとなった。学校種別

（図3）コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の整備状況（都道府県・指定都市別）



では、過年度と同様、義務教育段階の導入率（58.3%）が高い傾向にあるが、図2のとおり、前年度からの伸び幅が大きかったのは、中学校に次いで特別支援学校（導入率 45.7%、前年度から 9.9 ポイント増）であった。

（図1）全国の公立学校におけるコミュニティ・スクールの数の推移



（図2）コミュニティ・スクール及び地域学校協働本部の学校種別の状況

校種	学校数	コミュニティ・スクール		地域学校協働本部	
		導入校数	導入率	整備校数	整備率
幼稚園	2,437校 (3,060園)	341園 (325園)	14.0% (10.6%)	510園 (612園)	20.9% (20.0%)
小学校	18,437校 (18,619校)	10,812校 (9,121校)	58.6% (49.0%)	13,487校 (13,160校)	73.2% (70.7%)
中学校	9,010校 (9,061校)	5,167校 (4,287校)	57.3% (47.3%)	6,173校 (5,976校)	68.5% (66.0%)
義務教育学校	202校 (159校)	152校 (111校)	75.2% (69.8%)	152校 (120校)	75.2% (75.5%)
高等学校	3,449校 (3,482校)	1,144校 (975校)	33.2% (28.0%)	581校 (494校)	16.8% (14.2%)
中等教育学校	35校 (34校)	8校 (7校)	22.9% (20.6%)	4校 (4校)	11.4% (11.8%)
特別支援学校	1,117校 (1,103校)	511校 (395校)	45.7% (35.8%)	237校 (202校)	21.2% (18.3%)
合計	34,687校 (35,518校)	18,135校 (15,221校)	52.3% (42.9%)	21,144校 (20,568校)	61.0% (57.9%)

※ 括弧内は令和4年度の調査結果

2 地域学校協働本部の整備状況

地域学校協働本部は、幅広い層の地域住民・団体等が参画し、地域と学校が目標を共有しながら緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制である。「地域学校協働本部が整備されている」とは、地域学校協働本部のコーディネートのもとで様々な地域学校協働活動が行われている状態を言う。

全国の公立学校のうち、調査基準日において、この地域学校協働本部が整備されている学校は、21,144校（61.0%）であり、都道府県・指定都市別の状況は、図3のとおりであった。また、地域学校協働本部を整備し、かつコミュニティ・スクールを導入している学校は、13,486校（38.9%）であった。

3 地域学校協働活動推進員の配置状況

地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動を実施するにあたり、企画・提案や関係者との調整など全体のコーディネートを行う、社会教育法第9条の7の規定に基づき教育委員会が委嘱した者であり、地教行法により、学校運営協議会の委員として学校運営に参画することが規定されている。



調査基準日における地域学校協働活動推進員は13,144人であり、およそ2人に1人(6,055人)が、学校運営協議会の委員として任命されていた。[「コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議 最終まとめ」\(令和4年3月14日\)](#)における「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動において中核的な役割を担う地域学校協働活動推進員がその役割を十分に担えるよう、制度的な位置付けや社会教育士制度の活用等について、更なる検討が期待される。」との示唆も踏まえ、今回、初めて属性について調査を行ったところ、50自治体が、地域学校協働活動推進員として、社会教育主事講習修了者または社会教育士の称号を有する者に委嘱していることが分かった。

また社会教育法に基づく地域学校協働活動推進員として委嘱されていないが、地域学校協働活動推進員と同等の役割を果たす者(以下「地域コーディネーター」という。)については、20,255人であり、およそ4人に1人(5,070人)が、学校運営協議会の委員として任命されていた。また86自治体が、地域コーディネーターとして、社会教育主事講習修了者または社会教育士の称号を有する者を配置していた。

おわりに

新たな教育振興基本計画では、総括的な基本方針として、「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」が位置付けられた。前者は、学習指導要領前文にも定められたものであり、将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていく人材を育てることなどが求められている。これには、「社会に開かれた教育課程」の実現が重要であり、学校と地域・社会との連携・協働が欠かせない。後者は、子供たち一人一人が幸福や生きがいを感じられる学びを保護者や地域の人々とともにつくっていくことで、学校に携わる人々のウェルビーイングが高まり、その広がりが一人一人の子供や地域を支え、更には世代を超えて循環していくという在り方が求められる。これらの基本方

針の相互循環的な実現にはコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組が重要な役割を果たす。

コミュニティ・スクールは、特に平成29年の法改正以降、大きな広がりを見せている。導入率が半数を超えた今、教育委員会に対し、一層の充実が求められるのは、域内のコミュニティ・スクールがその機能を効果的・継続的に発揮し続けるための伴走支援である。都道府県教育委員会には、域内の市区町村教育委員会への伴走支援も求められる。

全国には、学校運営協議会において、学校の教育目標や抱える課題等を共有し、協議を重ね、地域学校協働活動と一体的に取り組むことにより、「社会に開かれた教育課程」の実現や生徒指導上の諸課題の未然防止、学校における働き方改革の推進等、当該学校の教育目標の実現、学校運営上の諸課題の解決はもとより、学校を核とした地域づくりにも成果を上げているコミュニティ・スクールが多数ある。こうしたコミュニティ・スクールには、子供たちの豊かで幸せな成長を願い、校長をはじめとする教職員と共に、子供たちのために学校をより良くしようと本気で取り組む、学校運営協議会の委員、地域学校協働活動推進員や地域コーディネーター、地域学校協働活動に参画する地域住民等、地域の大人の姿、そして教育委員会による丁寧な伴走支援がある。

文部科学省では、引き続き、

- ①導入が進んでいない自治体に対するCSマイスターの重点的な派遣
 - ②地域学校協働活動推進員の配置充実、常駐的な活動、資質向上等への支援
 - ③全国フォーラムや自治体向け説明会・協議会、文部科学大臣表彰の実施
- 等の取組を行い、更なる導入の加速化、地域学校協働活動との一体的な取組の推進など取組の質の向上を図っていく。

令和5年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査の結果(概要)

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/document/chosa/post-1.html>

初期日本語指導拠点校開設

～開設準備と拠点校の意義～

はじめに

令和4年4月11日、本市で初めての中学生のための初期日本語指導拠点校「江南教室」を浜松市立江南中学校内に開設した。そして令和5年11月末日までに「江南教室」に通級した生徒は54人、国籍はブラジル、ペルー、フィリピン、中国、ベトナム、インドネシア、ナイジェリア、チュニジアやパキスタンと9か国に上る。

通級した生徒が、修了式に、こんなスピーチをしている。

「この『江南教室』は小さな世界、It's a small worldです。いろいろな国の仲間が助け合って日本語を学ぶ場所。ここで学べた私はラッキーでした。私は将来、外交官になって国と国を結ぶ仕事をしたいと思います。」

初期日本語指導拠点校の役割や意義が、各校の教職員に浸透していくことで、これからの本市の外国人児童生徒等教育がより良い方向に進んでいくことへの期待が膨らむ発表だった。

あらためて、これまでの経緯を振り返り、本市ならではの支援体制の構築に向けて動き出したい。

1. 初期日本語指導拠点校ができるまで

(1) ワーキンググループ

開設の2年前から、ワーキンググループによる立ち上げ準備が始まった。ワーキングメンバーは外国人生徒が多く在籍する学校の校長を委員長に選出し、各校の日本語指導担当教師、外国人児童生徒教科指導員（会計年度任用職員：日本語指導が必要な児童生徒の取り出し指導を行う者）と浜松市教育委員会指導課教育総合

支援センター（現：教育支援課）外国人支援グループ指導主事・計10人を委員として構成した。

(2) 進め方

他地区の初期指導教室を参考にしながらも、本市の実情に合った初期日本語指導拠点校の開設は、将来的に複数の拠点校が必要であることは避けられない課題だった。限られた公共交通機関を利用して広大な市域にある49の中学校から対象となる生徒が通級することになるからである。しかし、市としても、初めての取り組みであることから、まずは、1教室を開設し、教室運営をする中で成果と課題を検証しながら、増設を検討していくこととした。

(3) ワーキング1年次

ワーキングは、初期日本語指導拠点校が今、なぜ必要なのか、そして、どんな教育の場になるのかのイメージを、委員が共有するところから始まった。豊橋市教育委員会から講師を招いて、豊橋市での実践をお聞きし、ワーキングメンバーが豊橋市初期支援コース「みらい東」教室を視察した。視察後は、感想や疑問点をもとに開設場所や通級期間、指導プログラム、学校との連携の仕方など、根拠となる考えや具体的な方法をQ & Aで作成し、最終的にはガイドブックとして学校に配布することとした。

(4) ワーキング2年次

開設予定の江南中学校の教務主任を委員に加え、日課の検討を行った。通級する生徒の登校時刻も考慮し、江南中学校の生徒と一緒に日課で生活できるように校内で調整をした。

次に、指導プログラムについての検討だ。日本語指

導を中心としながらも、在籍校への円滑な適応を考えるとき、少なからず教科の学習に触れておく必要があるのではないかと委員から意見が上がった。未履修の学習内容があることも懸念されたため、特に数学については、レディネスを把握し、補習も行っていく必要があるといった意見が出された。また、豊橋市の「みらい東」では、リコーダーや裁縫なども取り入れていると聞き、技能教科で行う活動もトピック的に入れていくことも検討した。

最終的に、学校生活への適応指導及び日本語基礎指導を120時間、数学30時間、英語20時間、社会12時間、学活18時間、計200時間としてプログラムを構築していった。

実際の指導に当たっては、このプログラムをベースにしながらか、通級する生徒の定着状況を踏まえ、時数及び内容は柔軟に扱うものとした。

(5) 日本語プログラム

10週間の日本語プログラムは次のように構成されている。【表1】

段階	Hop		Step			Jump				
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
大目標	江南教室の生活に慣れよう		日本の生活に慣れよう			在籍校の生活に近づこう				
文字・語彙	ひらがな		カタカナ		漢字(小1-80字+小2-20字)					
学習内容	<ul style="list-style-type: none"> ・初期適応指導 ・学校生活で使うことば 		<ul style="list-style-type: none"> ・形容詞 ・動詞 ・語彙を増やす ・JSL教科学習 		<ul style="list-style-type: none"> ・形容詞や動詞の活用 ・接続詞 ・文章読解 ・JSL教科学習 ・スピーチ発表準備 					

(6) その他の準備

外国人支援グループではこのワーキングと並行して、施設設備のハード面と担任はじめ指導スタッフのソフト面での準備を進めていった。江南中学校は、外国人生徒等の在籍率が高く、校内の外国人児童生徒等への支援体制も整っている学校である。生徒も、教員も国籍問わず外国人を受け入れることへの抵抗感はなかった。

ハード面については、教室の場所は、生徒が通級し

やすく、動線が複雑にならないよう配慮した。その結果、昇降口の横にある1階の教室を使い、隣にある部屋は、指導者が簡易な打ち合わせをしたり、保護者が来校した時に対応したりする指導員室として利用することとした。同じ階には保健室、配膳室があり、体調不良や怪我の対応、給食の準備・片付けも効率的に行えることが期待できた。(ただし、昼食については、1年次は給食対応としたが、配膳指導や食事指導、会計システムへの入力事務に課題や負担が多く、2年次からは弁当持参としている。) さらに、机やいす、長机などの備品は江南中学校にあるものを活用することができた。

一方ソフト面については、これまで教科指導員として長年外国人生徒への指導に携わってきた職員を、拠点校配属の担当教員として配置した。日本語基礎指導や日本語と教科の統合学習について、知識と経験があり、ワーキングのスタート時から参加して「江南教室」の立ち上げに尽力した人物である。次に、担任を支えるスタッフとして、教科指導員と就学サポーター(バイリンガル)(いずれも会計年度任用職員)を複数配置することとした。教員同士の打ち合わせ時間を確保するため、週2時間、日本語基礎指導を委託するNPOの支援者の指導時間をプログラムに組み込んだ。このように、拠点校開設は新規事業であるが、人員についてはこれまでの本市の支援体制を利用し、人的配置・派遣を調整することとした。

さらに、年度の後半は教育委員会各課や、校長会を通じての各校への周知など準備を進めていった。しかし、開設日を令和4年4月11日と設定したものの、3月の初めには、対象生徒がまだ0人という状況で、果たして通級する生徒が編入するのかどうか一抹の不安を覚えたことを昨日のここのように覚えている。幸い、4人の対象生徒が第1期生として「江南教室」に通うことになった。国籍は日本が3人(フィリピン、パキスタン、中国につながる)とフィリピンが1人だった。

2. 初期日本語指導拠点校「江南教室」の取り組み

(1) 開校式

令和4年4月11日、初期日本語指導拠点校「江南教室」の開校式を行った。本市で初めての拠点校開設であるため、教育長をはじめ拠点校の学校長と通級生徒が在籍する学校長にも出席を依頼した。

【写真1】（静岡新聞 令和4年4月12日掲載）



宮崎教育長（右）から激励を受ける生徒 = 浜松市中央区の江南中

生徒は緊張した面持ちで名前と出身地を母語や片言の日本語で自己紹介した。担任は、熱い思いを込めて「江南教室」で学ぶ意義等を、スライドを見せながら説明した。この時の担任の言葉は温かく、力強く生徒の心に響いたことだろう。

日本語の習得には時間がかかります。

江南教室は日本語がわからない中学生のための教室です。10週間、月曜日から木曜日まで日本語を集中的に学習し、金曜日は自分の中学校で勉強します。江南教室は、みなさんが、自信をつけていく場所です。 (中略)

【約束します。】

- ※みなさんの今までの経験が無駄にしません。
- ※今のあなたを大切にします。
- ※10週間後 希望をもったみなさんを笑顔で送り出します。

その後の入級式は、拠点校の学校長と指導者、生徒、保護者、教育支援課外国人支援グループ指導主事が出席することとした。10週間後の修了式には、これに加えて在籍校からも担任や日本語指導担当に出席してもらうこととし、引継ぎの時間を設けている。

(2) 開校後の対応と指導

「江南教室」開設から1か月程は、外国人支援グループの指導主事や相談員（バイリンガル）が「業務応援」として、教室の立ち上げのサポートをした。編入があるたびに毎週月曜日の受け入れとしていたが、通級のタイミングがずれるため、日本語力に差が生じてくる。常に一斉の授業は行えないため、日本語の定着状況で小グループに分け、支援した。毎週の受け入れでは、今後日本語レベルの差に指導者が対応できなくなる心配があったため、2年目からは受け入れを隔週に設定し直した。小グループでの指導は数学科でも行った。来日前の履修内容の差が大きく、指導内容を個に応じたものに対応する必要があったためである。日本語で問われていることが、通訳することでわかる生徒は、就学サポーター（バイリンガル）の支援を得て、在籍校で使用している問題集を用い、学年相当の問題に取り組んだ。一方、社会科や英語科は、教科の枠組みに縛られない教科横断的なトピックを設定した。母語も日本語レベルも違う生徒が互いに教え合い、学び合う力が育まれている。

(3) 学校で学ぶということ

江南教室の1日は、始業前に行う「朝読書」と「教室内清掃」で始まる。曜日によって交互に行っている。授業開始時刻前には席に着き約1分間の黙想を行う。こうした活動は市内中学校でも取り組んでいることである。朝の会や帰りの会の司会をしたり、黒板を拭いたり配付物を配ったりする係活動も分担して行う。こうして江南教室では常に在籍校での生活への意識付けを行っているのが特徴だ。さらに、金曜日に在籍校へ登校する生徒たちに在籍校と連携の上、「チャレンジ」といった課題を出し、習った日本語を使って在籍クラスの担任や仲間と交流することを宿題とした。これにより週を追

うごとに日本語での会話や日記などの振り返りで日本語の表記が増えていった。

日本語ゼロで入った生徒たちは、10週間の修了時には概ね平仮名、片仮名、低学年の漢字の学習を経験する。完全に習得できた生徒もいればまだまだ不十分な生徒もいる。個人差はあるが、江南教室に通う子供たちは、日本語の勉強に前向きだ。担任はじめ指導者が話すやさしい日本語に耳を傾けて、目線を合わせて聞こうとする。間違えても何度も発音し、覚えようとする。習った日本語をすぐに使おうとする。わからない言葉を母語に翻訳して理解しようとする。「自分辞書」を片手に、新しく習った言葉を書き留めていく。このように、生徒たちは、全てを教えてもらうだけでなく、自分なりの学び方も徐々に身に付けていくのである。

(4) 心のケア

一方、生徒たちの心情面は常に穏やかとは言えない場合もある。ほとんどが家庭の事情により、来日を余儀なくされた生徒たち。これまで一緒に過ごしてきた友達や親せきと別れ、不安を抱えている場合も多い。父や母と数年ぶりにあるいは、初めて一緒に暮らす生徒は、自分自身の感情を素直に出せない場合もある。コロナ禍で学校に通えない期間もあったことから、学習内容に大きな後れを取っている生徒もいる。こうした生徒の不安や不満は、江南教室での生活に慣れてくるに従って表れてくる。指導者は、生徒の揺れる気持ちを丁寧に聴き取り、必要に応じてスクールカウンセリングを勧めている。在籍校とも情報共有を行い、生徒が安心して江南教室と在籍校に通うことができるようにしていく。

生徒指導上の問題が発生した時は、教育委員会も保護者面談を行ったり、ケース会議を行ったり、必要に応じて児童相談所等と連携したりするなど、後方支援を行っている。

(5) 教科指導員巡回訪問

さらに、江南教室と在籍校をつなぐ取り組みに、金曜日の在籍校巡回訪問がある。江南教室で指導に当たっている教科指導員が金曜日に在籍校を訪問し、生徒の様子を

伝えたり、在籍校での生徒の様子を観察したりする。在籍校の担任や日本語指導担当、管理職との話し合いの時間も設け、10週間をかけて少しずつ、通級終了後の在籍校での支援体制をどのようにしていくか相談したり、在籍クラスで配慮してほしいことを伝えたりしている。

(6) キャリア教育

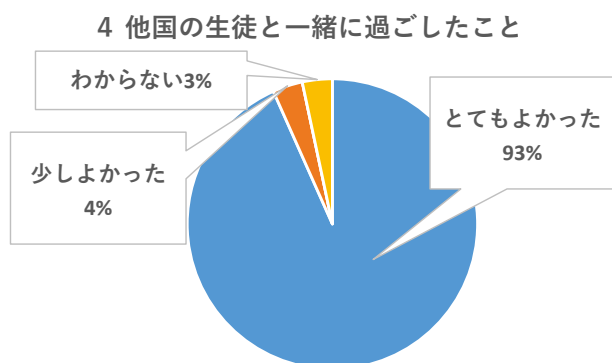
キャリア教育の一環として、ロールモデルを江南教室に派遣し、生徒は、生き方や夢をもつことの大切さについての講話を聞いた。また、マニラ日本人学校に通う生徒とリモートによる交流会を実施し、互いの学校や生活の様子を発表し合った。生徒たちは、「異国で暮らす」という共通点から、生活上の不便さや新しい物事を見聞きする嬉しさに共感していた。【写真2、3】



(7) 通級アンケート

江南教室を修了するときに行う生徒及び保護者アンケートでは、ほとんどの生徒や保護者が「不安がなくなった」と回答している。生徒たちは、何よりもいろいろな学校や国の仲間と出会い、同様な境遇にある仲間と励まし合いながら一緒に学べたことに喜びを感じていることが分かった。

【グラフ1】



(8) 学校の特色ある活動の一つという捉え

初期日本語指導拠点校「江南教室」は単なる日本語を学ぶ教室ではない。外国人生徒同士の仲間づくりや異文化交流の場であること、そして、「これから日本で、日本語を学び、自分らしさを大切に生きていくという『覚悟』をもつスタートライン」なのだ。また、初期日本語指導拠点校の位置づけについて開設前と現在と変わってきたことがある。それは、この初期日本語指導拠点校「江南教室」は、教育委員会がつくった日本語教室だけではないということだ。生徒が日本の中学校の雰囲気を感じ、安心して日本語で学んでいくためには、拠点校としての学校の在り方、そしてそこの教職員の意識が鍵となるのである。つまり、初期日本語指導拠点そのものが開設したその中学校の「特色ある活動」だと意識することが大切なのだ。江南中学校の先生方が朝、正門や昇降口で全校生徒はもとより、通級生も受け入れ、笑顔で「おはよう」と声を掛けている。生徒たちもそれに応える。江南中学校長の入級式の挨拶には、いつも「月曜日から木曜日、ここがあなたの学校です」とある。「ここに居て、ここにきていいのだ」という安心感を生徒に与えてくれている。だからこそ、これまで途中で通級をやめた生徒は一人としていない。

3. これからの初期日本語指導拠点校

(1) 成果

①効果的な日本語基礎の集中指導

- ②仲間との学び合いの仕方を学ぶ場
- ③より深い生徒同士のコミュニティの形成
- ④在籍校への負担軽減

(2) 課題

- ①週1回及び通級修了後の在籍校での支援体制
- ②生徒自身が抱える問題への対応
- ③入級を希望しないケースの解消
- ④教員及び指導スタッフの配置
- ⑤小学校高学年の初期日本語指導の在り方

実践を重ねながら成果を検証し、課題解決に向け、学校や関係機関と連携し、より良い方向に進んでいきたい。

初期日本語指導拠点校の目的は「在籍校への適応を図る」ことである。さらに、日本語の習得はもとより、進路選択の幅を広げていくことも次の大きな課題である。そのためには、修了した生徒の学びを在籍校につなぎ、学校内の支援体制をより充実していくことが大切である。

これからの初期日本語指導拠点校は、多くの日本語ゼロの生徒たちを温かく受け入れ、在籍校との連携を一層大切にし、夢や希望をもつ生徒を在籍校へ送り出していきたいと思う。

おわりに

教育支援課外国人支援グループでは、浜松市立小中学校に編入を希望する外国人児童生徒等に「就学ガイダンス」を行っている。日本の学校制度や保護者の責任や協力することなどの説明をするが、一番伝えたいことは「子供が日本での生活に馴染み、夢や希望をもって、たくましく生きていく力を共に育てましょう」ということだ。日本語を習得することが目的ではなく、“日本語を使い、日本語を通して多くの人と関わる中で、自分らしさを発見したり、実現したりしてほしい。”と、切に願う。

浜松市教育委員会は、時代を見据え、少し先の未来を想像し、支援体制の構築と充実を今後も目指していきたい。

人口300人の島の「教育による島づくり」 ～「自立した当事者」による一体感のある島づくり～

はじめに

時折、「島の教育は遅れている」「どうせ島には～～がない。だからダメだ」と言われることがあります。離島の教育に関わる当事者として、また利島の島民・役場職員として、そのようなことを言われる度・聞く度に悔しい気持ちになります。なんとかして見返したいとも思います。一方で、このようにも思います。「本当にそうなのか？むしろ捉え方が偏っているのではないかと。実際、昭和時代に「恵まれない地域」と評されることの多かった「へき地・小規模校教育」の価値について、令和答申で強調されている「個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実」や「自立した学習者の育成」の観点からは、むしろ絶好の環境であると、ポジティブな面が捉え直されはじめています。

派手さはありませんが、利島が持つ「強み」を最大限生かしながら進める小離島の挑戦の現在地をご紹介します。

1. 不思議な島「利島」

東京都利島村（としまむら）は、伊豆諸島北部に位置する人口約300人、児童生徒数約30人の一島一



村の小離島です。日本で3番目に人口が少ない自治体である利島は、他の離島と比較しても珍しい環境と言えます。例えば、以下の点は一風変わっています。

【島の特徴】

- 島民の20代～40代のうち約8割が移住者で構成されている。
- 選挙の投票率は95%に迫る。
- 子守り役の年長の子供を選ぶ「ボイ」という仕組みがある。
- 20万本とも言われる藪椿に覆われる島で、椿油の生産量は例年日本一を争う。
- 島内全世帯にタブレットを配布し、デジタル化に注力している。

【教育面の特徴】

- 教職員は約25名で、島民の成人人口のうち約1割を占めている。
- 運動会には人口の約7割が参加する。
- 東京都立高校の入試問題はヘリコプターで輸送され、島内で受験できる。
- 村営プールには海水が入っている。

東京（内地：ないち、と言います）から距離として南に約130キロ、高速船であれば2.5時間で到着でき、「近くて遠い秘境」と評されることもあります。

そのためか、昔ながらの「島らしさ」と令和の「新しさ」が共存している空間です。

2. 「15の春」が特徴

利島村（としまむら）には島内に高校が無く、義務教

育段階の児童生徒約 30 名が、1つの校舎で学んでいます。中学卒業と同時に子供たちは親元を離れ、島外の高校に進学する「15の春」が特徴です。

そのため、①義務教育段階の「今」、②大人になった後に彼ら・彼女たちが生きる「未来」の視点に加え、③高校進学後という「少し先」の3点をバランスよく考慮した教育実践が必要になります。そうした中で、学校教育目標として「自立」を据え、「利島ならではの」教育活動を行っています。

教育面の環境は、とても恵まれています。例えば「極」がつくほどの少人数学級（1学年は現在、2～5名）、「島全体が教材」とも言える豊かな自然・伝統、「道で会う人は、ほぼ顔見知り」の濃密な地域コミュニティなどです。地域とのつながりの深さが影響してか、アンケートでは、ほぼ全ての児童生徒が「利島を好き・どちらか」と答え、7割程度が「利島の役に立つことをしたい」と回答しています。

一方、高校進学後は、島に残る保護者と内地で暮らす子供の「二重生活」により、保護者の家計負担の大きさが課題です。そのため、就学前段階、義務教育段階、高校進学後のそれぞれについて大胆な負担軽減策を行っています。例えば義務教育段階では、学校給食費や教材費のみならず、学童費や部活動遠征費、修学旅行費、海外短期ホームステイ費用などが無償であり、高校進学後は離島高校生修学支援制度による月額4万円の給付や、村独自の奨学金制度（Uターンした場合には居住年数に応じて返済が免除になる仕組み）による月額5万円の貸与を行っています。

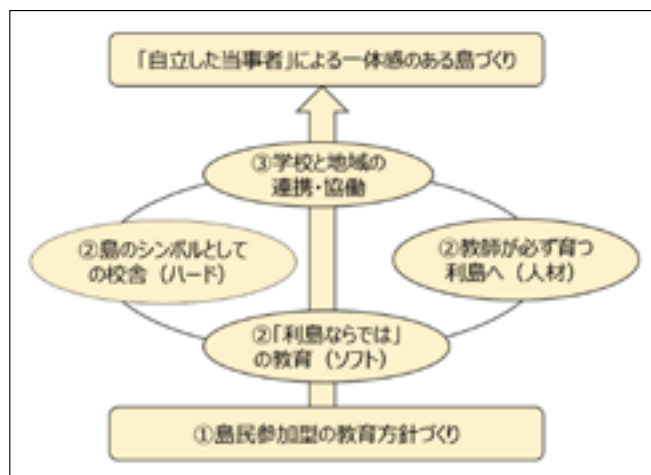
3. 学校づくりと村づくりの相互関係

「良い学校が良い村をつくり、良い村が良い学校をつくる」と言われるように、学校づくりと村づくりは相互関係にあります。実際、船から利島港に着くと、学校が村のど真ん中に見え、文字通り「地域の核としての学校」です。



利島村で様々な取組を進める際、①人口 300 人だからこそ、取組に島民の意見が反映されやすい、②規模が小さいからこそ、機動的な改革が可能である、③移住者が多い島だからこそ、島民の価値観が多様であるといった特徴があります。

こうした特徴を考慮しつつ、利島村では、①島民参加型の教育方針づくりを行いながら、②学校教育のソフト・ハード・人材のそれぞれの面で具体的な取組を進めています。また、③学校と地域の連携・協働を重視しています。



4. 島民参加型の教育方針づくり

利島村では現在、島民参加型の教育方針づくりを進めています。教育について議論する際、理念を議論すると「抽象的で総花的」になり、具体を議論すると「目指す理念が曖昧」になる傾向があります。

そのため、「理念も具体も」議論することが重要だと

考え、①教育大綱の改定と②15の春自立シートの作成を同時並行で実施しています。

(1) 新しい教育大綱について

人口300人の利島村では、一部の人だけが頑張り、多くの人「他人事」であれば、生活を支えるサービスの維持さえ困難です。また小規模だからこそ、島全体の一体感の醸成が必要不可欠です。高校が無いという特徴(15の春に向けた「自立」と合わせ、新しい教育大綱では、「当事者」「自立」「一体感」の3本柱を据え、目指すべき人物像を「利島を良くする自燃性の人」としています。若い村長を中心に、「村長と話そう会」を複数回実施するとともに、意見募集を踏まえた修正版をもう一度提示するなどの「一歩踏み込んだパブリックコメント」を実施しています。また、シンプルかつ伝わりやすいものとするため、1枚で整理するとともに、【評論家ではなく当事者として】【憶測ではなく対話を】など、分かりやすい表現を活用しています。教育大綱は、令和6年1月中には完成版を公表予定です。



(2) 15の春自立シート

保護者から「利島では『自立』とよく言うが、何ができたなら自立なのか」という声があったことを契機に、義務教育段階修了時まで、利島の子供たちが身に付けるべき資質・能力について整理を行い、その育成のために児童生徒自身や教職員、保護者が活用できるような「15の春自立シート」を作成しています。具体的な資質・能力として、例えば「自分にあった学び方を知っていて、その学び方が身についている」、「自分一人じゃないということを理解し、命を大切にすることを意識をもち続けている」、「ふるさと利島の良さと課題を自分なりに語ることができる」等を挙げています。これは、教職員



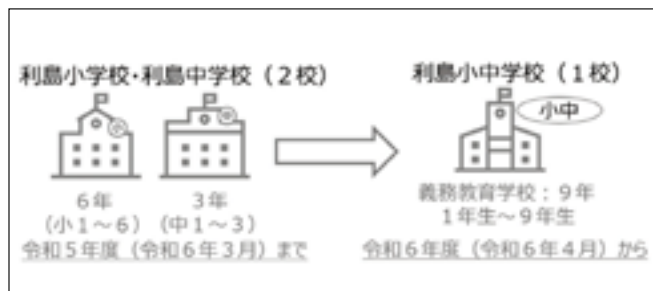
「15の春自立シート」(1.0版)			
No	分類	自立項目	頑張るところ
1	学びに向かう力・人間性等	✓ やるべきことの順番をつけて、一人でコツコツと勉強に向かうことができる	学校>家庭>地域
2	学びに向かう力・人間性等	✓ 自分にあった学び方を知っていて、その学び方が身についている	学校>家庭>地域
3	学びに向かう力・人間性等	✓ 学ぶことが楽しいと思っている、自分で決めることの楽しさ・大切さを知っている	学校>家庭>地域
4	学びに向かう力・人間性等	✓ 自分自身の良いところ、強みについて自信を持っている	学校=家庭>地域
5	学びに向かう力・人間性等	✓ 失敗したことを落ち込み前向きに捉え、次に生かすことができる	学校>家庭>地域
6	学ぶに向かう力・人間性等	✓ 毎朝、一人で起きることができる、規則正しい生活ができる	家庭>学校=地域
7	学ぶに向かう力・人間性等	✓ こころという時に、頑張ることができる責任感を持っている	学校=家庭>地域
8	学ぶに向かう力・人間性等	✓ 時間や約束を守ることができる	家庭>学校>地域
9	学びに向かう力・人間性等	✓ 自分が大切にされてきたことを知っており、日々の「当たり前」に感謝し、自分も周りを大切にできる	家庭>学校>地域
10	学びに向かう力・人間性等	✓ 少なくとも自分がされて嫌なことは人にせず、自分がしてもらって嬉しいことを人にできる	家庭>学校>地域
11	思考力・判断力・表現力	✓ 自分から挨拶できる	地域>家庭=学校
12	思考力・判断力・表現力	✓ 自分から知らない他者に話しかけて、コミュニケーションできる	地域>家庭=学校
13	思考力・判断力・表現力	✓ たくさんの人の前でも自己紹介できる等、自分のことを説明できる	学校>家庭=地域
14	思考力・判断力・表現力	✓ ふるさと利島の良さと課題を自分なりに話すことができる	学校=地域>家庭
15	思考力・判断力・表現力	✓ 生活のお金と遊ぶお金を分けるなど、自分のお金の管理ができる	家庭>学校>地域
16	思考力・判断力・表現力	✓ SNSの良さとリスクを理解し、使いこなすことができる	家庭>学校>地域
17	思考力・判断力・表現力	✓ 意見が違ふ人の良いところを見つけ、話をよく聞くことができ、同じく話しすることもできる	学校>家庭>地域
18	思考力・判断力・表現力	✓ 簡単に人や情報を信じ込まずに、嘘が本当かを見極めることができる。	学校>家庭>地域
19	思考力・判断力・表現力	✓ 困ったときに、その内容を正確に伝え、助けを求めることができる	学校=家庭>地域
20	思考力・判断力・表現力	✓ 「人の好き嫌い」と「考え方の違い」を分けて考えることができる。	学校=家庭>地域
21	思考力・判断力・表現力	✓ 自分は一人じゃないということを理解し、命を大切にすることを意識をもち続けている	家庭=学校=地域
22	思考力・判断力・表現力	✓ 自分の周りや地域を良くするために、考えて行動できる	家庭=学校=地域
23	知識・技能	✓ 読み・書き・計算など、社会で当然求められることを、行うことができる	学校>家庭>地域
24	知識・技能	✓ 分からないことが出てきた時は、インターネットや本などを使い、自分で情報を集めて整理ができる	学校>家庭>地域
25	知識・技能	✓ 自分自身のストレスの発散法について知っている	学校=家庭>地域
26	知識・技能	✓ 自分と異なる色々な特徴を持つ人があることを知っている	学校>家庭=地域
27	知識・技能	✓ 正しい性の知識や犯罪・防犯に関する意識を持っている	学校=家庭>地域
28	知識・技能	✓ 自分が健康であるために、自分の食事を作ることができたり、洗濯、部屋の整理整頓ができる	家庭>学校>地域

や保護者等を対象としたワークショップを行いながら策定したもので、機動的に改定しながら、学校・家庭・地域の「共通言語」としての活用を進めていきます。

5. ソフト・ハード・人材改革を一気に

GIGA スクール構想の実現のために「ソフト・ハード・人材」の一体改革の必要性が叫ばれたように、学校教育改革のためには、同時並行で様々な取組に着手していく必要があります。

ソフト面の改革として、来年度から、義務教育学校への移行を行います。小学校・中学校で校舎1つ、職員室も1つという環境を生かし、利島の教育の強みである小中一貫教育を更に進め、利島ならではの学び・子供主体の学びの実現につなげていきます。



ハード面の取組として、今年度、文部科学省の「新しい時代の学びの環境整備先導的開発事業」のモデル地域として、学校施設の基本計画づくりに取り組んでいます。利島村で校舎づくりを検討する際、海風により校舎が老朽化しやすいこと、坂道の多い地形により平坦な土地が少ないこと等の制約があります。その制約を補いながら新しい時代の学びを実現する校舎をつくるため、島民参加型ワークショップにより利島における学校の役割を整理するとともに、周辺施設を有効活用した「選択と集中」や「機能的複合化」について検討を進めているところです。

そして人材面の取組として、「教師が育つ利島」の実現を目指しています。利島出身の教職員は令和5年度時点で0名であり、東京都採用の教職員が3年を基本サイクルとする人事異動により赴任します。「利島に来た

い教職員の確保」と「利島の教職員の育成」の好循環をつくる必要があります。具体的な取組と情報発信の両面を強化しています。

「教師が育つ利島」の実現のため、今年度、文部科学省の「教員研修の高度化に資するモデル開発事業」の採択地域として、「小離島における教育委員会と学校の協働によるアクションリサーチ」の取組を進めています。その中で、教師が持つ「願い」や「思い」に着目した実践研究、教育DXに関する資格取得（Google認定教育者資格）や非認知能力の測定（Ai GROW）等の新しい取組を実施しています。

例えば、「島に来たら子供理解が格段に深まった」「教材研究が進み、子供主体の授業ができるようになった」「ICTが使いこなせるようになった」「英語が話せるようになって小学校英語の自信がついた」など、利島赴任により、教職生涯を通して活用できる力をつけられるような環境整備を目指しています。

6. 地域の力をフル活用して

人々が幸せに暮らせるような小規模コミュニティには、安心できる「居場所」と活躍できる「舞台」が必要との指摘があります。島民300人の、それぞれの個々の強みを最大限生かすことで、地域の課題を解決し、地域を盛り上げることが可能です。以下2つ紹介します。

(1) 島民による受験生応援塾

移住者が多い島であり、保護者・地域住民の価値観も多様化しています。その中で「島には塾が無い」との声があり、保護者自身が有志の島民を講師として集めたボランティア塾がスタートしています。月曜は理科、火曜は社会、水曜は英語、金曜は数学と、日替わりで様々な職種の島民が参画して運営されています。

(2) 学校行事・地域行事の改革

良い小規模コミュニティには、核となる学校行事や地域行事があると言われます。一方、新型コロナウイルス

ス感染症等により、行事は数年間中止され、村の一体感もなくなってきているとの声もあります。そうした背景から、新しい形の行事の運営方法を試行しています。具体的には、これまで「大運動会」として実施されていた行事の半分を、有志による実行委員会が運営する形に変更することで、教職員の働き方改革と地域コミュニティ活性化の両立を目指しています。

令和5年度の運動会は、人口の約7割200名程度が参加し、教育大綱の柱の1つである、「一体感のある島づくり」の芽が出つつあります。

今後は、島民提案型の発案を支援する仕組みの創設など、生涯学習・社会教育の充実にも更に注力し、教育大綱の柱「当事者」「自立」「一体感」の実現に向けた取組を加速させていきます。

を図ることが可能になります。

「言うは易し行うは難し」ですが、教育委員会自身が、悩みながら実践をしていく姿を見せていき、人口300人だからこそできる「教育による島づくり」を行ってまいります。

(利島村教育委員会ホームページ)

<https://www.toshimamura.org/life/education/education-board.html>



おわりに

「人づくり」は「島づくり」であり、離島の将来は、それを担う人次第で左右されるものだと考えます。「どうせ離島だから」と後ろ向きに捉えてあきらめて立ち止まるか、「離島だからこそ」と前向きに捉えて意志を持って進むかは、まさに人次第です。

そのうえで、我々、離島の教育関係者が乗り越えるべきことがいくつかあるように感じています。1つ目は「意識的に前向きでいること」です。生活の微々たる不便さなどを嘆くのではなく、誰に何を言われようと、意識的に「島の教育の強み」に目を向け続けることが必要です。

2つ目は「評論家ではなく当事者でいること」です。小規模コミュニティの中では、外から意見のみを言うことや内部にしながら「コメント」に終始することに大した価値はなく、当事者として悩みながら泥臭く「まずはやってみる」ことが何より重要な貢献であると考えます。

3つ目は、積極的に外に発信し、外との比較に晒される機会を作ることです。新しい取組も知らなければもったいないですし、「井の中の蛙」もしくは「裸の王様」になっている場合は、外と比較することにより軌道修正

令和5年度消費者教育フェスタ開催!

総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

文部科学省では、実践的な消費者教育に関するノウハウを共有し、成年年齢引き下げを踏まえた今後の消費者教育等についての取組の促進を図るため、消費者教育に携わる地方公共団体の担当者、消費者教育関係者並びに NPO や大学及び企業等の関係者の参画による消費者教育フェスタ（全2回）を開催します。

【消費者教育フェスタin 近江八幡】

テーマ：地域連携による消費者教育!ここまでのこと
これからも広げる!～近江八幡8年の軌跡と
未来～

日時：令和6年2月1日（木）13時～16時30分

開催方法：会場とオンラインのハイブリッド形式

会場：滋賀県立男女共同参画センター

アクセス：JR 近江八幡駅南口より徒歩7分

参加費：無料

定員：会場参加 150 名、オンライン参加 150 名

詳細は、公益財団法人消費者教育支援センターの
ホームページをご覧ください。

<https://www.consumer-education.jp/2023festa/>

【消費者教育フェスタin 島根】

テーマ：フリースクールと通信制高校における消費者
教育

日時：令和6年2月10日（土）13時～17時

開催方法：会場とオンラインのハイブリッド形式

会場：益田市立市民学習センター

アクセス：JR 山陰本線益田駅より徒歩5分

参加費：無料

定員：会場参加 100 名、オンライン参加 200 名

詳細は、NPO 法人無花果のホームページをご覧ください。

<https://1ziku.jp/?p=2485>





開催期日 令和5年10月28日（土）～令和5年10月29日（日）

会場 福井県生活学習館 ほか

初等中等教育局参事官（高等学校担当）付産業教育振興室

令和5年10月28日（土）・29日（日）、福井県生活学習館など、福井県内6会場にて、全国の専門高校等で学ぶ生徒が日頃の学習成果を発表する、「第33回全国産業教育フェア福井大会」が開催されました。福井大会では、「発掘せよ!!産業人の原石、未来の輝石」をキャッチコピーに、全国の専門学科や総合学科で学ぶ高校生、特別支援学校の生徒、小・中学生、保護者、教職員のほか、企業・大学・専門学校等の関係者、さらに、多くの一般の方々など、多くの来場者を迎え、またライブ配信も同時に行うことで、魅力ある産業教育の取組を福井県から発信することができました。

続き、最後は福井商業高校チアリーダー部JETSが華やかなチアダンスを披露してくれました。



<チアダンス>

ファッションショーは「Magical Moments」をテーマに坂井高校生活デザインコースが手作りの衣装で来場者を魅了しました。



<ファッションショー>



<生徒原画による案内看板>

福井県生活学習館での総合開会式から幕を開けました。オープニングアトラクションとして、武生商工高校吹奏楽部による「ジェネシス」の演奏から始まり、開会式典、福井商業高校国際経済科による英語での福井県紹介と

メイン会場である福井県産業会館に入ると、科学技術高校製作の福井大会オブジェ「フクイラトル」が出迎えてくれました。来場者による写真撮影の行列ができていました。



<福井大会オブジェ>

各部エリアごとに設けた作品展示や体験・実演コーナーは大盛況となりました。また各部エリアに設置した「映えスポット」で写真を撮ったり、展示作品にWebサイトから「いいね!」を送ったりできるなど、来場者参加型の仕掛けが盛りだくさんでした。



<体験コーナーの様子①>



<体験コーナーの様子②>

全国の高校による成果物の販売はもちろん、福井県内の高校が北陸新幹線福井開業に向けて企業と連携して開発したおみやげ商品を販売しました。おみやげ商品は完売となりました。



<成果物販売の様子>

美方高校が北陸新幹線開業に向けて企業と開発した駅弁「倖福の美か9(みかく)」を、昼食会にて来賓の方々に試食していただきました。



<昼食会(駅弁)>

参加・交流イベントでは、県内部活動の発表や抽選会などを行いました。栃木大会生徒実行委員会との交流では、福井県のマスコット「はぴりゅう」が栃木県のマスコット「とちまるくん」と一緒に、次期開催県のPRをしました。



<参加・交流イベント>

28日の意見・体験発表や29日の作品・研究発表では、各学科を代表する全国の高校生が、日ごろの学習の成果を発表しました。「学びの共有タイム」を設け、意見を交換しました。



<作品・研究発表>

県内唯一の看護学科のある福井工業大学附属福井高校による看護技術発表会を開催しました。



<看護技術発表会>

第22回全国高校生フラワーアレンジメントコンテストでは、「未来の輝石」というテーマで、全国68名の高校生が越前水仙・越前和紙などの資材を用いて素晴らしい作品を製作しました。



<第22回全国高校生フラワーアレンジメントコンテスト>

第31回全国高等学校ロボット競技大会では、発掘した恐竜化石を駅前広場などに設置するルールのもと、全国の96チームが競いました。



<第31回全国高等学校ロボット競技大会>

全国初となる全国高校生ビジネスアイデアコンテストが開催されました。89エントリーがあり、1次選考を通過した選りすぐりの10チームが福井県生活学習館で発表しました。



<全国高校生ビジネスアイデアコンテスト>

全国高校生クッキングコンテストでは、全国から選ばれた6チームの高校生が、「幸福をよぶ丼ランチ」をテーマに作成した献立で、調理競技とプレゼンテーションに挑みました。



<全国高校生クッキングコンテスト>

第10回全国高校生介護技術コンテストを奥越明成高校で開催しました。全国から出場した各ブロック代表12校が課題に取り組みました。



<第10回全国高校生介護技術コンテスト>

ミニツアーでは、福井県の観光名所である大本山永平寺や一乗谷朝倉氏遺跡博物館を、観光について学ぶ商業科の高校生が案内しました。



<ミニツアー>

「文部科学省事業発表会」では、文部科学省のマイスター・ハイスクール事業の研究指定校で学ぶ生徒たちによる、実践内容や事業を通して学んだ成果等についての発表や展示が行われ、専門高校の優れた教育活動と生徒たちの学習成果を来場者に伝えることができました。



<文部科学省事業発表会>

総合閉会式は福井農林高校郷土芸能部の和太鼓演舞で始まり、次期開催県である栃木県に大会旗を引き継ぎました。最後に生徒実行委員会委員長から、大会に携わったすべての方々に向けて感謝の言葉を述べ、閉会としました。



<総合閉会式（大会旗引継ぎ）>

福井大会では各会場の発表やコンテスト等の様子をライブ配信しました。2日間の来場者数は延べ25,000人を超え、ライブ配信の全視聴数は15,000回を超えました。

生徒実行委員会24人は、令和4年6月から活動し、大会後の解散式で役割を終えました。各自の想いを胸にそれぞれの道へ進んでいきます。



<福井大会生徒実行委員会>

次回の第34回大会は、令和6年10月26日（土）、27日（日）に栃木県の「ライトキューブ宇都宮」「マロニエプラザ」などにて開催される予定です。

最後に、本大会の実施に御尽力いただいた多くの方々に厚く御礼申し上げますとともに御参加いただいた皆様から心から感謝申し上げます。

ひとりごと

「ウルル」

昨年2月、人生で初めてオーストラリアに海外旅行へ行った。オーストラリアへ行った理由は、死ぬまでに「ウルル」を自分の目で見たいと思ったからである。「ウルル」とは、「地球のヘソ」と呼ばれている「エアーズロック」のことで、「ウルル」を聖地とする「アボリジニ（オーストラリアの先住民）」の人々の呼び方である。

現地では、セグウェイで「ウルル」の麓を巡るサンライズツアー・ラクダで「ウルル」を巡るサンセットツアー・「キングスキャニオン」日帰りツアーに参加し、時間や天気によって色が変わる「ウルル」の美しさ、オーストラリアならではの大自然の壮大さをたっぷり堪能した。

じつは、「ウルル」へ行った理由は、もう一つある。「アボリジニ」の人々の生活や文化を見たかったからである。「ウルル」は砂漠のど真ん中にあり周囲に何もいないため、「ウルル」に行く人は、「エアーズロックリゾート」というエリアに全員宿泊する。リゾートの敷地内では「アボリジニ」の親子が絵を売っていたり、公園で遊んだりしていた。このように、シドニーやケアンズではお目にかかれない「アボリジニ」の人々の生活や文化を垣間見ることができた。

リゾート内には、「アボリジナルアート」のミュージアムがあった。大自然の中で狩猟・採集生活をしていた「アボリジニ」の人々には読み書きするための文字がなく、代わりに絵を描くことで様々な情報を伝えていた。ミュージアムの作品を鑑賞すると、これまで西洋画や日本画ばかり鑑賞していた私には、何を意味しているのかほとんど分からなかった。現地で模様のことを調べながら鑑賞すると、一見抽象画のように見えていたものが、不思議と意味しているものを想像できた。そして、絵画の構成要素は全て自然とのつながりを表象していることが分かった。

異国の生活や文化に触れることで、色々と感じることがある。海外旅行は、リゾート地に行っただけのんびり過ごすのも良いが、日本では味わえない異国の生活や文化を感じることができるのも魅力である。海外旅行は、刺激や学びの宝庫であり、仕事の刺激や学びとは異なる。

私は、海外旅行という一生の趣味を持って、世界一の幸せ者だ。

(N.T)

「教育委員会月報 令和6年1月号 No.891」

- ・発行・著作 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課
- ・〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2
- ・TEL:03-5253-4111 (代表)
- ・URL: <https://www.mext.go.jp>



文部科学省